

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 5 月 23 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01323

研究課題名（和文）競争と生産性格差の総合的研究

研究課題名（英文）Productivity gap and competition

研究代表者

中川 晶比兒（Nakagawa, Akihiko）

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：20378516

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：独占禁止法による規制は、生産性向上が課題となっている農業者や中小企業の実産性向上の努力を守る点で、生産性向上という観点からも社会的意義を持つことを、具体的な事件の経済理論的分析及び法令解釈を通じて明らかにした。逆に、競争者の数が多くても生産性向上のインセンティブがそもそも生じない場合がありうることも指摘した。競争と生産性格差の関係を理解するには、単に競争者の水平的な関係を見るだけでは不十分で、個別産業ごとにサプライチェーン全体まで視野を広げて、個別企業の非対称性を分析する必要があることを明らかにした。ゲーム産業及び半導体産業の企業結合事例において、この知見を利用した研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によれば、独占禁止法の適用そのものが生産性向上を支援するのはさほど多くの場合ではない。これは、今まで漠然と考えられてきた独占禁止法と生産性との関係についての通念を揺るがすものである。優越的地位の濫用の規制は、独占禁止法上の体系的な位置づけについて論争が続いてきたが、生産性向上という観点からは他の規定と同列に評価され、これも学術的には新たな観点からの知見である。本研究は個別産業ごとに個別企業の詳細な調査が有益であることを示した。ゲーム産業及び半導体産業で培われた産業分析の手法は、他の産業にも展開可能であり、今後もさらにこの研究手法の継続と蓄積が期待できる。

研究成果の概要（英文）：I have shown that the Antimonopoly Law in Japan has benefitted our society at large by protecting the efforts by farmers and SMEs to improve their productivity. However, I have also shown that more sellers does not mean that they have incentives to improve their productivity. In other words, prohibiting cartels does not automatically stimulate sellers' productivity. To understand the relationship between productivity and competition, we should dive into each specific industry, from upstream to downstream firms, and analyze heterogeneity between competitors in depth.

研究分野：独占禁止法

キーワード：独占禁止法 生産性 排他的取引 中小企業 優越的地位の濫用 垂直統合 two-sided markets 問題
解消措置

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

独占禁止法は、競争が活発であれば企業の生産性が向上するという通念を前提としてきた。つまり、独占禁止法の適用によって公正且つ自由な競争が確保されれば、より多くの市場取引が成立し、公正な取引条件が達成され、企業の生産性も向上すると考えられてきた。しかし、企業間の生産性格差は遍く見られ、かつ現在ではその格差が拡大している。企業が競争をしても生産性格差が生じてしまい、競争が生産性向上に貢献していないならば、独占禁止法が競争を確保することにより、生産性向上にもつながるといふ、独占禁止法の社会的存在意義の一つが疑われることになりかねない。そこで、生産性格差が個別産業の競争特性によって決まってしまうのか、企業努力によって改善できるのかを解明したうえで、企業間の生産性格差の拡大という問題に対して独占禁止法が果たしうる役割を明らかにしなければならない。本研究が取り組む解明課題は二つである。第一に、競争の活発さ以外の個別産業の特性が、生産性格差をどこまで決定づけるのかである。もし、生産性格差が、個別産業の特性によってほとんど決定付けられてしまうのであれば、どれだけ独禁法が自由かつ公正な競争を確保したとしても、下位企業が生産性を向上させて生産性格差を縮めることができないから、生産性向上への貢献という意味では独禁法の社会的存在意義が失われてしまう。第二に、生産性の企業間格差是正に対して、独占禁止法はどの程度有効か、あるいはさらなる改革が必要か、である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本企業の生産性格差を様々な競争態様の産業について分析し、個別産業の特性が生産性の企業間格差を決定づける程度によって分類し、独占禁止法が日本企業の生産性向上に資するための有効な施策を解明することである。

3. 研究の方法

生産性格差と競争の関係を様々な産業について分析するために、まずは理論経済学の知見に基づいて、競争態様によって産業を4つに分類した。これは競争モデル(製品の同質性または差別化の側面)に基づいた一応の分類であるが、産業横断的に様々な産業における競争と生産性格差の関係を分析しうる点で有益と考えられた。このような分類に基づき、それぞれ代表的な産業について、競争実態の調査を行い、競争態様によって生産性格差が説明し尽くせるかを分析した。また、独占禁止法違反事件を素材として、独占禁止法が企業による生産性向上努力を守る役割を果たしている場合があるかどうか検討した。独占禁止法違反事件の分析においては、経済理論モデルの分析も行った。さらに、生産性向上の施策については実務での取り組み事例を調査した。

4. 研究成果

研究の前半では、生産性向上が課題となっている農業をとりあげ、独占禁止法の適用が生産性向上に資することを明らかにした。農協が農業者の出荷先を拘束したことが独占禁止法違反に問われた事件を念頭に、ゲーム理論による分析を加えた。当該事案では、商系業者の事業活動を困難にする市場閉鎖効果が規制根拠とされたが、市場閉鎖効果ではなくても、並行的な排他的取引として競争に悪影響を与えることを明らかにした(論文)。すなわち、流通業者間の同質性がある程度高い場合には、ブランドの同質性が高くない限りにおいて、並行的な排他的取引が成立し、その結果市場価格は高くなり、市場全体の供給量は減少し、生産者からの買い取り価格は減少する。このような行為は農業者の生産性向上を妨げる行為ともいえるから、独占禁止法による介入は生産性向上という観点から社会的な意義を持つ。農業分野での買い手による独占禁止法違反事件の検討及び、地方銀行の収益力強化の取り組みに関する調査を通じて、生産性向上の経路は単に競争によってのみ生じるのではなく、むしろ垂直的な関係にある取引パートナーからの知識伝達(無形資産投資)も有効であることが明らかになった。当初より生産性と競争の関係、すなわち競争者との競い合いが生産性にどう反映されるかに関心があったものの、この事例の検討を通じて、取引関係やサプライチェーン全体まで視野を広げて生産性の決定要因を解明する必要があるという重要な知見を得た。

生産性の改善が特に課題となっている中小企業では、大企業と同規模での生産性改善投資を行うのは一般に困難な場合がある。そこで、中小企業の中でも研究開発を行う比率が高い製造業者及び卸売業者が、強い買い手に不利益な取引を強いられることを防止することは、生産性の改善努力を守るために有益である。平成21年独占禁止法改正で、優越的地位の濫用規制に課徴金が導入された経緯は中小企業の保護であるため、同規制の理論的位置づけと課徴金規定の解釈を検討した。優越的地位の濫用に対する課徴金規定(20条の6)をめぐる解釈が争われてきたが、「違反行為期間」「相手方」「購入額」について、これまでの議論を紹介しつつ、購入額を相手方ごとに個別に算定する解釈が妥当かどうか、他の規定や要件との整合性、現実的な処理可能性、立法趣旨の観点から検討し、課題があることを指摘した。と同時に、この規定の合理的な

解釈を行うには、立法の背景となる事実についても考慮することが必要であり、立法論まで視野に入れなければ判断が完結しないことを指摘した。また、人的制約の厳しい中小企業の実情を考慮した形で「購入額」の解釈がなされるべきことを提言した。(論文)以上の検討から、事業者を相手方とする優越的地位の濫用に対する規制は、相手方事業者の生産性改善を妨げる行為を規制するものとして、生産性の観点からも重要な規制であることを確認した。

研究前半では、当初想定していた4つの産業分類による生産性格差の予測を検証していったが、中小企業の分析を進めるにつれて、4つの産業分類による生産性格差の予測がうまくいかない場合もあることが明らかになった。そこで、後半からは、下位企業が生産性格差を縮めることの困難な産業に焦点を絞って検討を深めることとした。このような産業の一つの特徴は、何らかの事情(法的規制または産業の特性)ゆえに大規模化が困難であり、生産性が高まらないことである。これらの産業については農業・運送業を筆頭に生産性向上施策は進められているものの、担い手不足も深刻な産業であり、大規模化が困難という物理的制約の根本的な解決は難しい。これらは競争をいかに活発にしたとしても、生産性向上に課題を抱える産業であり、むしろサプライチェーンの川上・川下からの支援・連携が必要である。第二に、買い手が売り手の中から取引先を選ぶ場合に、価格を最重要視して決める場合には、企業努力をしても価格は上がらないから、生産性向上はある時点で止まってしまう。カルテルや入札談合が起きやすいのはこのような産業の特徴を備えている場合が最も多いともいえる。第二の特徴を鑑みると、十分な数の競争者が確保されていても、生産性向上のインセンティブがそもそも生じない場合がありうる。独占禁止法で通常想定される競争と生産性向上の関係が楽観的過ぎることを示唆する。このように、下位企業が生産性格差を縮めることの困難な産業は、競争よりもむしろ取引相手ないしサプライチェーンの川上・川下にいる事業者の関与の仕方が生産性向上に与える影響という点では重要である。そして、独占禁止法が生産性の企業間格差是正に対して有効たりうるのは、不公正な取引方法や私的独占にむしろ限定されうるから、その中でもより迅速な適用が可能な不公正な取引方法については、その存在意義を改めて評価し直すことができる。

このような検討を経て、研究開始当初には検討対象としていなかった公共サービスの生産性にも関心が広がった。なぜなら、公共サービスは価格を容易に引き上げることが困難な事業だからである。法曹三者のサービスの質に関する研究は蓄積が多いため、これを調査したが、内部者の伝聞といったレベルでの主張が少なくないため、どこまでを事実として扱ってよいのか判断が難しく、研究成果の取りまとめには至らなかった。もっとも、刑事事件におけるえん罪との関係で、平成28年刑事訴訟法改正で導入された合意制度を研究したため、独占禁止法違反行為に係る調査の効率性を高める手法としての課徴金減免制度と比較した。独占禁止法という企業犯罪を考慮に入れると、首謀者の関与状況等の解明と首謀者の処罰を合意制度の利用条件とすることは、過度に合意制度の射程を狭めることになるとの指摘を行った(論文)。同論文ではまた、古典的な論点である独占禁止法違反の犯罪の既遂時期について、現在における判例の立場からすれば、最高裁判決を見直すべき時期に来ていることを主張した。

生産性格差が大きくなるグローバル産業のうち、特に主要企業数が少ない二つの産業(ゲーム産業、半導体露光装置産業)を取り上げ、トップ企業による企業買収に対する独占禁止法規制のあり方を検討した。既に高い市場シェアを持つグローバル・トップ企業による買収は、水平合併では規制当局の承認が得られにくいいため、おのずと垂直型・混合型企業結合となる。ゲーム産業では、MicrosoftによるActivision Blizzardの買収事案を分析した。コンテンツ産業では独占配信が特徴的であるため、two-sided marketsにおける排他的取引の経済分析をサーベイし、それらの分析結果をこの事例にあてはめて分析した。消費者がsinglehomingするモデルの分析は、two-sided marketsではない伝統的な垂直的取引モデルと類似するが、消費者がmultihomingするモデルでは排他的取引が成立しやすくなる。また、排他的取引が成立する場合でも、two-sided marketsでの分析では、厚生への悪影響は直ちに生じない。Microsoftは複数の商品を取り扱っているため、投入物閉鎖のインセンティブの分析においては、多様な商品でのgains and lossesを考慮する必要があり、競争当局間でその判断は異なっている。ゲーム産業の詳細な調査を通して、ゲーム用コンソールメーカー3社のビジネスモデルは複数の点で非対称性が見られるものの、法的判断においては考慮されていないことも課題として明らかにした(論文)。半導体産業については、ASMLによるCymerの買収を取り上げ、垂直型企業結合において我が国では定番の問題解消措置となっている行動的措置の再検討を行った。その前提として、垂直型企業結合の経済分析をサーベイすると共に、理論モデル分析も独自に行った。市場閉鎖のインセンティブを判断する際に実務上使われている垂直計算(vertical arithmetic)に対する批判は、NVIDIAによるArmの買収事案でも問題とされたが、理論モデル分析の結果もこの批判をサポートしうるということが明らかになった。また差別的取扱いを制限する問題解消措置には限界があることを明らかにした。つまり、差別的取扱いの手段が多様に考えられるから監視が困難たりうること、研究開発努力については人的・物的資源の有限性ゆえに差別的取扱いがむしろ通常であることから、いずれも限界がある。そうすると、垂直型企業結合の規制も、我が国の実務でそうであるように

行動的措置にとどまっている限りは生産性の企業間格差是正という観点からは有効性が乏しく、事業譲渡といった構造的措置や禁止決定の発動も考慮すべきである。

生産性向上の施策は、個々の労働者の能力の重要性が高まる労働集約的な産業において特に重要となる。もっともそこでは企業レベルでの取り組みのほか、個々の労働者が、仕事の性格に応じた時間配分を考え、疲労回復を図るといった、個人レベルでの取り組みも必要である。これらの取り組みに関する文献は膨大となる。従業員の健康維持といった観点から、これらを政策として推し進めることも進められている。しかしこれらが功を奏するとは思われず、むしろ企業トップが個々人の生産性向上を阻害することを防ぐことが先決であることは、近年の企業不祥事を見ても痛感するところである。このように、生産性向上の施策については、上からの誘導よりも、まずは個人の努力を損なわないようにするべきであると共に、人手不足の企業に対しては、関与する他の企業からの働きかけが必要であるとの知見を得た。

<引用文献>

論文 中川晶比兒「独禁法違反行為の実効性について」商学討究第 71 巻臨時号 67 頁（2021 年）

論文 中川晶比兒「優越的地位の濫用に対する課徴金算定の考え方」公正取引 858 号 51 頁（2022 年）

論文 中川晶比兒「不当な取引制限規制の課題」公正取引 871 号 15 頁（2023 年）

論文 中川晶比兒「ゲーム産業における企業結合と市場閉鎖 マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合」NBL1263 号 87 頁（2024 年）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 7件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 1263
2. 論文標題 ゲーム産業における企業結合と市場閉鎖 マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 87 - 94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Akihiko Nakagawa & Noriaki Matsushima	4. 巻 37
2. 論文標題 A note on conglomerate mergers: The Google/Fitbit case	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Japan & The World Economy	6. 最初と最後の頁 1 - 9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1016/j.japwor.2023.101203	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 871
2. 論文標題 不当な取引制限規制の課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 15 - 20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 1583
2. 論文標題 水平型企業結合に関する経済分析、問題解消措置	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 223 - 224
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 858
2. 論文標題 優越的地位の濫用に対する課徴金算定の考え方	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 51 - 57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒・松島法明	4. 巻 -
2. 論文標題 Google-Fitbitの経営統合を手掛かりとした混合型合併の検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 CPRCディスカッション・ペーパー	6. 最初と最後の頁 1 - 20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Akihiko Nakagawa & Noriaki Matsushima	4. 巻 -
2. 論文標題 A note on conglomerate mergers: The Google/Fitbit case	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 CPRC Discussion Paper Series	6. 最初と最後の頁 1 - 20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 71巻臨時号
2. 論文標題 独禁法違反行為の実効性について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 67 102
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 842号
2. 論文標題 地区の受注調整が、これに後続する全国的な価格協定の下でも行われたとされた事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 55 63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 中川晶比兒
2. 発表標題 ゲーム産業における企業結合と市場閉鎖
3. 学会等名 独占禁止法判例・審決研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 中川晶比兒
2. 発表標題 不当な取引制限規制における行政事件と刑事事件の架橋
3. 学会等名 北海道大学経済法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 中川晶比兒
2. 発表標題 優越的地位の濫用に対する課徴金算定の考え方
3. 学会等名 北海道大学経済法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 中川晶比兒
2. 発表標題 独禁法違反行為の実効性について
3. 学会等名 東京経済法研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 岸井大太郎・大槻文俊・中川晶比兒・川島富士雄・稗貫俊文	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 497
3. 書名 経済法 独占禁止法と競争政策 第9版補訂	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>小樽商科大学学術成果コレクション：Barrel https://barrel.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=5438&item_no=1&page_id=13&block_id=135 「独禁法違反行為の実効性について」(発表資料) https://lex.juris.hokudai.ac.jp/~aki/materials/PredictingExclusion20210123.pdf</p>

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------